

中山間地域等直接支払交付金の取扱いに係る説明会の概要について

- 開催日時 令和6年7月20日(土) 14:00~17:30
- 会場 一関市役所東山支所第1会議室
- 出席者 盛土農地が所在する13協定の代表者
市長、副市長、農林部長、農業員会事務局長 ほか

1 あいさつ(市長)

- ・ 市内において発生した石灰砂礫土で盛土した農用地(以降、盛土農地)が集落協定の範囲に含まれている集落の皆様には、様々なご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。
- ・ 盛土農地は農地の形状が大きく変更しており、耕作に適した表土がないことから、「適切に耕作又は維持管理がなされていない農用地に該当」するため、交付金の交付対象とならないものと捉えている。
- ・ 交付金の交付対象とならない農用地が含まれる場合、当該交付金については、制度上、返還していただく取扱いになる。
- ・ 盛土農地の原状回復の方法については、現在も県や国と協議中であることから、方針が固まり次第、改めて対象となる皆さまに説明する機会を設けたいと考えている。

2 中山間地域等直接支払交付金の取扱いについての説明(農林部長)

(1) 制度の概要について

- ・ 交付金は国が1/2、県が1/4、市が1/4負担して集落協定に交付している。
- ・ 国が定めた要領の運用通知では、協定農用地が、耕作又は維持管理が行われなかった場合は当該農用地の交付金を協定認定年度に遡って返還することとされている。
- ・ 盛土農地は、耕作することが困難な状態であり、農作物の作付けが可能な状態に管理されていないことから「適切に耕作又は維持管理が行われていない農用地」に該当する。
- ・ 第4期対策分は、返還金は協定農用地全てが対象となる。一方で、第5期対策分は、「適切に耕作又は維持管理が行われていない農用地」のみが返還金の対象となる。
- ・ 第4期と第5期の協定は別団体として取扱い、それぞれの代表者へ納付書をお渡しする。

(2) 今後の予定について

- ・ 市議会9月通常会議で返還金に関する予算を計上する。
- ・ 令和6年10月に各協定の代表者に返還金の納付書をお渡しする。この際に、納付に係る相談も受けたいと考えている。納入期限は、令和7年3月31日を予定している。

3 質疑応答

- ・ 農政推進課、支所産業建設課で毎年、集落協定農用地を現地確認しているが、なぜ違反だ

とすぐに分からなかったのか。

→【農林部長】現地確認の際に、工事途中で今後、耕作土を入れると話をされたため交付金対象としたもの、

盛土して数年経過した農地は、牧草が生えているように見受けられたため気づけなかったものなどが原因であると考える。

- ・ この盛土農地の問題が発生してから、市には早急に説明会等を開いてほしいと伝えたが、今日のような結論が出た時点で説明を受けても納得できない。

→【市長】最初のケースの時に、当該盛土農地が違反転用であり、交付金の対象にもならないと判断し、それを農林部、農業委員会で共有することが出来ていれば良かったが、その時点で明確な判断を示すことができなかった。

このことにより同様のケースが増えてしまったことは残念であり、申し訳ないと思っている。結果として今回のような多額の交付金の返還に至ったことについて、非常に重く受け止めている。

説明会が本日になったことについては、土地所有者ごとに状況も異なっているため、調査に時間を要し、それに伴い県、国との協議にも時間を要した。

交付金の取扱いについては、県、国との間で一定の方向性が確認されたことから、本日の説明に至った。

- ・ 現在の農業委員会事務局長は平成 30 年から令和 2 年までの 3 年間、東山支所産業建設課で担当をしていたと思うが、その時点で違反であると気が付かなかったのか。新聞報道もされている。

→【農業委員会事務局長】判断することができなかった。大変申し訳なかった。

【副市長】新聞報道の件について、関係する市の職員から聞き取りを行った結果、新聞報道された内容の発言はしていないことを確認している。

例えば「白い農地は合法であると判断」という表現があったが、合法であると判断した事実はない。

「畦畔があるから農地で良い」という発言があったと記載されているが、そういった発言はしていないことを確認している。

市としては、報道内容そのものについてコメントは差し控えるが、報道内容すべてが当時話をしたとおりのものではないと認識している。

- ・ 中山間地域等直接支払制度を受けるにあたり、制度内容について集落協定内で共有しているが、土地所有者からは農業委員会に手続きを行っていると話され、市からは現地調査を行い問題ないと通知が来ている状態であったため、集落協定としては気づきようがない。

農業委員会に届出をして、許可を貰っているのに返還というのは納得できない。集落協定はこの盛土農地の原因者ではないのに返還となるのか、結局、責任の所在はどこにあるのか。

→【農業委員会事務局長】 農業委員会への手続きについては、農地現状変更届のことであり、農地を農地として利用するための届出である。

適当でないと判断した場合は、届出人に対して目的に沿った内容とするよう指導することになっている。完了届が提出された際は、届出農地のある地域の農業委員、農地利用最適化推進委員にその旨を連絡し、必要に応じて指導をしてもらうようお願いをしているが、その指導が適切に行われていなかった。

最初の盛土農地の工事の時に、明確に違反転用であると判断できなかったことが原因であり、大変申し訳なかった。

【市長】 今回の盛土農地の原因者については、様々なケースが考えられ現在調査中である。

最初の盛土農地が出たときに、明確に違反転用であり、交付金の対象とならないと判断できず、それらの共有をできなかった、市の責任は大きいと考えている。

この返還金の負担については、制度上、交付金の支給を受けた者が返還することとなっている。

責任の所在については、ケースごとに異なることが想定されるが、交付金の取扱いについては、集落協定に対して、返還金の納付書をお渡しするという選択肢しかない。

- ・ 私は協定代表であり、盛土農地の当事者でもある。令和4年12月以降は、協定代表としても、盛土農地所有者としても今回の説明会まで連絡を受けていない。この間、令和5年12月に新聞報道があり、市からの情報提供が一切ないことから、市に対して不信感が募っている。今後は関係者に対して、速やかに情報提供をして欲しい。

→【市長】 要望は承った。

- ・ 自分のところの集落協定では返還することが出来ないと思う。そのため、業者、行政を相手に訴訟を起こして、責任の所在を明確にして支払いをしてもらうことになると思う。
- ・ 盛土農地の問題は前からあった。それを今更、農地ではないから返還してほしいというの

は市の基準が変わったとしか思えないが、市の基準はどのように、なぜ変わったのか。

→【市長】市の基準は変わっておらず、判断する、解釈する物差しがなかったのであると思う。そのため、農村を取り巻く高齢化等の問題がある中、少しでも農地の管理等を簡易にしようということから始まった盛土農地について、明確に違反転用だと言えなかった。それが積み重なることでここまで大きな問題となった。これは農業委員会だけでなく、交付金を所管している農林部でも同様であると思う。

・ 新聞報道では、石灰が農地に害を与えているといった記載があったが、自分は石灰業者に勤務しており、石灰は炭酸カルシウムを含んでおり、飼料にも含まれている。東山地域の土地は石灰が下にあり、その上に黒土を入れているところが多くあるため、盛土農地についても表土を入れれば大丈夫であると考え盛土を行った。業者からも手続きしたため大丈夫であると話をされている。ところが途中で工事中止となったため、業者への支払いは行っておらず、業者からは裁判をするかもしれないと言われている。私も業者もみんな困っている。

→【農林部長】一般的な土地改良では、表土を15 cm以上はぎ取って、整形後にそれを戻すという手法が使われているが、今回の盛土農地ではそういった手法ではなかった。農作物の育成に適切なpHは6程度と言われているが、盛土農地の多くはpH9ほどとなっており、アルカリ性が非常に強く、農作物の育成には適していないことが、交付金の交付対象とならなくなった要因である。

・ 市で協定違反と判断した時期はいつからなのか。

→【農林部長】資料に掲載している図はあくまで例であり、農業委員会へ農地現状変更届を提出した時期によって判断しており、集落ごとに異なっている。

・ 返還金の納付期限が令和7年3月というのは、集落内で話をして対応するには無理があると思う。もう少し伸ばしてもらえないのか。

→【農林部長】説明の中でも申し上げたとおり、10月に納付書をお渡しする際に、納付について相談する機会を設ける予定である。その際にご相談をお願いする。

・ 4期対策と5期対策で返還の取扱いについて返還対象が全然違う、これは要領を作成した国でも、4期対策時の要領は良くなかったと判断して、直したのだと思う。返還金について、4期対策分についても5期対策と同様に扱うことは出来ないのか。

→【農林部長】4期対策分について、5期対策分と同様の取扱いは出来ないものを県を通じて、国と協議をしてきた。

国、県からの回答は、4期対策の要領は5期対策とは異なるため、4期対策分は当時の要領のとおり取り扱うというものだった。

- ・ 当集落の返還金額は5千万円を超えると思う。集落の存亡に関わる金額であり、5千万円なんてとても払えない。返還しなかった場合どうなるのか。

来年度からは中山間直接支払制度の6期対策が開始する。5千万円以上の返還を求められれば、6期対策に取り組む者はいなくなる、そうなれば荒廃する農地は増える一方である。

→【農林部長】6期対策分については、盛土農地以外の適切に管理されている農地は引き続き対象とすることが出来ると考えられる。

返還金を返還しない場合については、返還されなかった金額を市の債権として、令和7年度に引き継ぐことになり、引き続き納付のお願いをすることになる。

- ・ 何年経過しようが返せないものは返せない。その際はどうなるのか。

→【農林部長】今回の返還金は市の私債権となる。私債権は5年間、市で管理することになっており、5年経過後、どのように取扱うかを検討することになる。

集落協定を締結している集落は権利能力なき社団と整理され、この場合、団体に所属している構成員個人の財産にまで請求は及ばないと認識している。

4 集落協定ごとの聞取り内容（対象集落協定数 13）

聞取り項目	回答内容	該当集落協定数
<p>1 盛土は、いつ頃から把握していましたか。</p> <p>※ 集落で筆ごとに異なり、複数回答がある場合は、一番古い時期を記載。</p>	平成27年度に把握した	1
	平成28年度に把握した	1
	平成29年度に把握した	1
	平成30年度に把握した	1
	令和元年度に把握した	0
	令和2年度に把握した	2
	令和3年度に把握した	4
	令和4年度に把握した	2
	覚えていない	1
	合 計	13
<p>2 盛土を把握した経緯は何ですか。</p>	令和3年度以降の市からの指摘による	2
	地権者からの連絡による	4
	施工現場を直接確認、若しくは施工用のトラックの往来による	5
	集落協定代表者が盛土した土地の地権者のため	2
	合 計	13
<p>3 盛土前は、何を耕作、又は、どのように維持管理していましたか。</p> <p>※ 集落の筆ごとに<u>複数回答あり</u>。</p>	水稻を作付けしていた	3
	牧草を作付けしていた	2
	草刈等の維持管理のみ行っていた	9
	合 計	14
<p>4 盛土後も、申請対象としていた理由は何ですか。</p> <p>※ 集落により<u>複数回答あり</u>。</p>	施工業者、所有者から農業委員会に手続きを行ったため問題ないと説明があったから	9
	市の現地確認で令和3年度まで指摘がなかったから	5
	他の地域で同様の盛土工事をしていても問題となっていなかったから	2
	合 計	16
<p>5 盛土があったことは、協定集落内で情報共有されていましたか。</p>	総会時に情報共有した	7
	役員会等の際に情報共有した	2
	情報共有はまだ行っていない	4
	合 計	13
<p>6 地域の農地をどう維持していくのか、協定でどのように話し合いをしていましたか。</p>	年1回の総会および複数回の役員会等で話し合いをしている	13